

健康保険・福祉医療の更新

- 更新日以降は、新しく届いた保険証・受給者証などを使用してください
- 古い保険証や受給者証などは、自分で廃棄するか、市役所1階保険課または各支所、各市民センターに返却してください

健康保険の証の更新について

	更新日と証の種類	証の色	更新手続き	送付時期・手続きの方法など	手続きに必要なもの	問合せ	
健康保険の種類	国民健康保険 (社会保険に加入されていない75歳未満の人)	限度額適用・標準負担額減額認定証(※1)	水色(70歳未満) クリーム色(70~74歳)	要	更新日以降に認定証が必要な人は、市役所または支所で申請してください。申請用紙は市のホームページにも掲載していますので、郵送による手続きも可能です。また、7月31日までに交付を受けていて、平成24年度市民税非課税見込みの人には、更新のお知らせを7月中旬までに送付する予定です。	①現在お持ちの限度額適用・標準負担額減額認定証 ②保険証 ③印鑑(ゴム製不可) ④入院日数がわかるもの(領収書など)(※2)	保険課 国保年金係 ☎9159
		特定疾病療養受療証	桜色	不要	7月末までに市役所から送付します。(70~74歳の方は更新がありません)		
		高齢受給者証(70~75歳未満の人)	ウグイス色	不要	7月末までに市役所から送付します。前年中の所得に応じて、1割または3割の一部負担金を病院で支払います。負担割合の判定基準は同封の案内文をお読みください。(※3)		
健康保険の種類	後期高齢者医療制度 (75歳以上のまたは、65歳以上の一定の障がいのある人)	被保険者証	クリーム色	不要	9月末までに市役所から送付します。	申請されていない人で、新規申請を希望の場合は、次ページの【医療機関での支払いが軽減されます】をご覧ください。	保険課 医療係 ☎9160
		被保険者証	水色	不要	7月末に広島県後期高齢者医療広域連合から普通郵便で届きます。		
		限度額適用・標準負担額減額認定証	緑色	不要	【認定要件】 市民税が非課税世帯であること これまで申請されたことがあり、平成24年度市民税が非課税世帯の人は、被保険者証と一緒に届きます。課税世帯となられた人は、通知されませんので、ご了承ください。		
更新なし	特定疾病療養受療証	茶色	不要	有効期限がないため、そのまま使用できます。			

- ※1 70~74歳で市民税課税世帯の人は、高齢受給者証がこの証の代わりになります
- ※2 平成23年8月1日から平成24年7月31日までの間に、標準負担額減額認定証の交付を受けた後に91日以上入院期間のある人
- ※3 平成25年4月から、高齢受給者証の一部負担金の割合が1割の人は2割になり、1カ月当たりの自己負担限度額も変更される予定です

福祉医療の更新について

	更新日	証の色	更新手続き	手続きの方法など	手続きに必要なもの	問合せ
重度心身障害者医療	8月1日	黄色	原則不要	平成24年1月1日現在、廿日市市に住民票のなかった人が、本人を含め同じ世帯にいる場合や、申告をされていない場合、更新手続きが必要となる場合があります。手続きが必要な人へは、6月下旬に通知しています。	【手続きが必要な人への通知に記載しています】 ①郵送した申請書(必要事項を記入押印) ②身体障害者手帳または療育手帳 ③保険証 ④印鑑(ゴム製不可) ⑤(※H24年度課税台帳記載事項証明書など)	保険課 医療係 ☎9160
ひとり親等家庭医療		緑色	要	現在受給されている人には、更新申請について6月初旬に通知しています。必ず期限内に更新手続きをしてください。	①郵送した申請書(必要事項を記入押印) ②児童扶養手当証書または遺族年金証書など ③受給対象者すべての保険証 ④印鑑(ゴム製不可) ⑤H24年度課税台帳記載事項証明書※など	

※平成24年1月1日現在、廿日市市に住民票がなかった場合、平成24年度課税台帳記載事項証明書が必要な場合があります。詳しくは問い合わせてください

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付は、申請が必要です

問合せ 保険課 国保年金係 ☎9159
医療係 ☎9160

申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けると、保険診療分の支払いや、市民税非課税世帯は入院時の食事療養費が軽減されます。原則として申請月の初日から適用します。(同月内に世帯構成などが変わった人については、翌月からの認定となる場合があります)。

交付の対象となる場合

- 国民健康保険
- ・国民健康保険税の滞納がない世帯
- ・70歳未満の加入者
- ・70歳以上75歳未満の市民税非課税世帯の加入者
- 後期高齢者医療制度
- ・75歳以上(または、一定の障がいのある65歳以上)の市民税非課税世帯の加入者

手続きに必要なもの

- ①被保険者証
- ②印鑑(ゴム製不可)
- ③本人確認できるもの(運転免許証など)

◎転入などにより市で所得状況の確認ができない場合は、世帯主と世帯内の国民健康保険加入者

の住民税課税台帳記載事項証明書の提出が必要です(国民健康保険加入者の場合のみ)。
◎認定証を医療機関に提示しないと適用されません。

長期入院該当

入院が長期の場合、さらに食事代の軽減があります。
減額認定証の交付を受けた後の期間で、申請する日を含め過去1年間の入院日数が91日以上の人、申請により食事代が更に減額されます。

手続きに必要なもの

- ①領収書など入院日数を確認できるもの
- ②限度額適用・標準負担額減額認定証
- ③印鑑(ゴム製不可)

◎保険診療として療養病床に入院している場合も、食事・居住費が軽減されます。

申請窓口 市役所1階保険課、または各支所市民福祉担当課

まだ更新申請を済ませていない人は、早急に申請書を提出してください

問合せ 保険課 医療係 ☎9160

ひとり親家庭等医療を持っている人に、8月1日以降の資格更新の案内を6月初旬に送付しましたが、提出期限は6月29日でしたが、まだ更新申請を済ませていない人は、早急に申請書を提出してください。
※7月31日を過ぎて申請されると、助成を受けられない期間ができます。注意してください。
申請場所 市役所1階保険課、または各支所市民福祉担当課
所得課税となった人へ

平成23年分所得に所得税が課せられている場合も、認定になる場合があります。

税制改正により、年少扶養控除・特定扶養控除の上乗せ部分が廃止となりました。この税制改正により、これまでと変わらない所得状況でも、所得税がかかる場合があります。そのような人への影響をなくすため、ひとり親家庭等医療の受給資格判定においては、改正前の旧所得税法で算定した結果を用いることとしました。詳しくは、問い合わせください。

医療機関での支払が軽減されます

ひとり親家庭等医療の更新申請